

韓国 の 被 暴 者 問 題

「韓国人の被暴者を
救え」との [] さん
の 投書 にお 答え い に
ま す。

韓国人被暴者問題に
ついては 従来 より 在韓
日本人大使館 より 救告
を 受けて おり、被暴者数
は 1573名 だとの 韓
国原爆被害者援護協会
の 話 は 聞いて お り ます

と こ そ で 日 本 に お い
て け [] さん も 駐在 か の
こ と う 思 い ます が) 従来
被暴者 に は 原爆 医療法
が 通 用 さ れ て お り まし
た が さ す い に 本 年 9 月 1

より特別措置法上

が施行され該当者に日本

特別手当が支給されます

こととなりました。原

慢医療法及び特別措置

法は属地法の建前をと

つてありますので、外国

人下あっても日本国内

に居はする場合には同

法の適用を受けますこと

ができます。韓国人が

日本に居をしている場合

の適用を受けられ

ることにはもちろんです

したがって日本に居

はしている韓国人被保

者は日本人被保者と同

じ取扱いを受けている

わけです。

韓国に居はする韓国

人については(韓国(大韓
民国)は独立国家であります)

日韓条約により、日本政
府が原爆医療法等を適
用する余地はありません
が、被爆者問題は、人道
的なも街指摘のとおり、

問題です。日本政府
としてもかねてより何
とかの手の協力がでます
ないものが検討されてお
りました。協力の方は
については種々考え方
がありますが、被爆患者の治
療は長期間を要するもの
なので日本政府として
は、韓国よりの原爆医
療関係の研修生を受入
れ、被爆者治療のための
必要な知識・技術を習得

してもうういわゆる「医
院づくり」のが最高善で
との結論に達し既に外
務省より在韓日本大使
館には訓令すみであすの
でまもなく韓国政府に
提案する予定です。

なお今日の孫貴連の
場合は密入国者ではあ
りましたか日本より医師
様者下ありての治療の
ため密入国してとの申
し立てがありましての
で現在板井改の措置を
とり云島厚生院で精
密検査を行つております
す。